

独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第45号

制定	平成16年	4月	1日
一部改正	平成20年	3月31日	
一部改正	平成23年	1月	4日
一部改正	平成24年	7月	1日
一部改正	平成31年	3月20日	

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における寄附金の取扱についてその方針を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「寄附金」とは、機構における奨学、教育、研究及び管理運営に係る業務を支援することを目的とする寄附金をいう。

(権限の委任)

第3条 理事長は、この規則における権限の一部を、各学校の校長に委任することができるものとする。

(寄附の申込み)

第4条 寄附金の申し込みは、寄附金申込書（別紙様式第1号）によるものとする。

(受入審査機関)

第5条 理事長は、寄附金を受けるときは、必要に応じて機構内に設置する受入審査機関等の意見を聴くこととする。

(受入れの決定)

第6条 理事長は、第4条に規定する寄附金の申し込みがあり、業務の推進に有意義と認める場合は、当該寄附金の受入れを決定するものとする。

2 前項による受入れを決定するときは、第2条の規定による経費の使途を明らかにしなければならない。

3 理事長は、第1項による受入れを決定したときは、第5条の規定による意見を聴取した場合を除き、役員会等（各学校にあっては、学校運営等に関する重要事項を審議する組織）において寄附金の受入れについて報告をするものとする。

(受入れの制限)

第7条 寄附金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が附されているものは、受入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- 五 その他理事長が特に教育研究上支障があると認める条件。

(受入れ通知)

第8条 理事長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、寄附金受入通知書（別紙様式第2号）を当該寄附者に送付するとともに、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（機構規則第34号）第8条第1項に規定する出納命令役にその旨を通知するものとする。

(受入れ)

第9条 出納命令役は、寄附金の受入れについて適当であると認めたときは、直ちにこれを受入れるものとする。

- 2 前項により受入れた寄附金が、現金であるときは直ちに、有価証券であるときは当該有価証券について利子の支払又は償還があつたときに当該現金又は支払若しくは償還に係る現金を徴収する処置をとらなければならない。
- 3 受け入れた寄附金の一部を機構における教育研究事業のための間接経費として使用するものとする。
- 4 間接経費の取扱いについては、別に定める。

(使途変更等)

第10条 理事長は、寄附金を受入れたときは、その示された使途に使用しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、寄附金の使途変更等を行なうことができるものとする。

- 一 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となったものを他の使途に使用する場合。
- 二 研究担当者が、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（機構規則第6号）第14条により、機構が設置する学校へ配置換え等となったため、当該学校の校長の同意を得て、寄附金を移し換える場合。
- 三 研究担当者が、国立大学法人等へ転籍等となった場合には、寄附者及び当該国立大学法人等の長の同意を得て、寄附金を移し替える場合。
- 四 研究担当者が退職若しくは死亡等した場合であって、研究担当者を変更して同一の

寄附目的のため引き続き使用する場合。

（教職員が寄附金を受入れたときの取扱）

第 1 1 条 教職員は、職務上の寄附金を受入れたときは、当該寄附金を速やかに機構に寄附しなければならない。

（寄附金の保管等）

第 1 2 条 寄附金は、理事長が指定する取引金融機関等に預託しなければならない。この場合において、預託により生じた利子は、機構本部の収入として受入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、預託により生じる利子等をもって寄附の目的を達する寄附金については、当該利子を寄附金の増加に充てることができる。

（雑則）

第 1 3 条 理事長は、機構における寄附金の取扱いについて、この規則によりがたい特別の理由があると認められる場合には、その取扱いについて別に定めることができる。

附 則（平成 1 6 年 4 月 1 日 制定）

（施行期日）

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日 一部改正）

（第 1 2 条第 1 項に関する経過措置）

1 第 1 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 0 年 4 月 1 日現在において定期預金による預託が満期を迎えていない寄附金については、満期を迎えるまでの間、預託を行っている金融機関等への預託を継続するものとする。

2 前項の寄附金については、満期を迎えたときに生じる利子を寄附金の増加に充てるものとする。

（施行期日）

3 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 1 月 4 日 一部改正）

この規則は、平成 2 3 年 1 月 4 日施行、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 4 年 7 月 1 日 一部改正）

この規則は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行し、平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日から適用する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 0 日 一部改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、施行日より前に受け入れた寄附金については、従前の例によることができる。

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

(寄附者) 住 所
氏 名 印

寄 附 金 申 込 書

このことについて、下記のとおり寄附します。
なお、当該寄附金の一部を国立高等専門学校の教育研究の発展充実のため、必要な経費として使用することに同意します。

記

寄 附 金 額				円
寄 附 の 目 的 及 び 種 別	(該当種別を全て選択してください。)			
	☐ 教育支援, ☐ 研究助成, ☐ その他			
寄 附 の 条 件				
使 用 者 の 指 定	☐ 有	指定する使用者 の 所 属 ・ 氏 名	所 属	
	☐ 無	(研究担当者等)	氏 名	
指定した使用者 が他機関へ転出 した場合の取扱 い (右のいづれ かを選択してく ださい。)	☐ 寄附金の残額を転出先へ移し換えることに同意する。 ☐ 寄附金の残額は、国立高等専門学校機構内の他の役職員に使用者を変更して使用するものとし、国立高等専門学校の業務実施のため、必要に応じて寄附目的及び条件を変更することに同意する。 ☐ 寄附金の残額は、寄附目的及び条件の範囲内で国立高等専門学校機構内の他の役職員に使用者を変更して使用することに同意する。			
指定した使用者 の退職等に伴う 取扱い (右のい づれかを選択し てください。)	☐ 寄附金の残額は、国立高等専門学校機構の他の役職員に使用者を変更して使用するものとし、国立高等専門学校の業務実施のため、必要に応じて寄附目的及び条件を変更することに同意する。 ☐ 寄附金の残額は、寄附目的及び条件の範囲内で国立高等専門学校機構の他の役職員に使用者を変更して使用することに同意する。 ☐ 寄附金の残額の取扱いについては、助成財団等の規定に従うものとする。(研究助成金の場合のみ選択可)			
使 用 内 訳				
使 用 時 期				
そ の 他				
担 当 者 連 絡 先	担当者名 (申請者と異なる場合)		電 話 : メール :	

年 月 日

様

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

寄附金の受入れについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは下記の寄附金のお申込みを頂き厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、その趣旨に沿い有効に使用させていただきます。

今後とも独立行政法人国立高等専門学校機構の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 寄附金額 円

2 寄附の目的